

**一般社団法人 国際抗老化再生医療学会**  
**会員規約**

**第1条（目的）**

本規約は、一般社団法人国際抗老化再生医療学会（以下「当法人」という。）定款第24条の規定に基づき、会員の資格、入会、会費その他会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

---

**第2条（会員種別）**

当法人の会員は、次の5種とする。

**（1）正会員**

正会員は、当法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、理事会の承認を受け、入会金及び年会費を納入した個人とする。

正会員は、医師、歯科医師、研究者、薬剤師、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士、鍼灸師、心理療法士その他医療・健康・再生医療に携わる専門職及びこれに準ずる者とする。

**（2）名誉会員**

名誉会員は、当法人の発展又は抗老化・再生医療分野において特に顕著な功績があった者で、理事会の推薦及び承認を受けた者とする。

**（3）特別会員**

特別会員は、国外の研究者又は医療関係者その他当法人の目的に賛同し、理事会が特に必要と認めた者とする。

**（4）賛助会員**

賛助会員は、当法人の目的に賛同し理事1名以上の推薦を受け、その活動を支援する個人、法人又は団体であって、所定の入会手続きを行い、理事会の承認を受け入会金及び年会費を納入したものとする。

**（5）学生会員**

学生会員は、大学院、大学、短期大学、専門学校その他教育機関に在籍する学生・生徒で、当法人の目的に賛同し、理事会の承認を受けた者とする。

---

**第3条（入会）**

入会を希望する者は、当法人所定の入会申込書その他必要書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

理事会は、申込内容を審査し、当法人の目的及び運営に照らして適当と認めた場合に入会を承認する。

---

**第4条（入会金及び年会費）**

会員は、別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

入会金及び年会費の額は、理事会の決議により定める。

既納の入会金及び年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

---

**第5条（会費の納入）**

本法人の会計年度は4月～3月であり毎年度始めに当法人が指定する期日までに納入するものとする。

賛助会員については、入会月を起算日として12か月ごとに納入するものとする。

---

## 第6条（会員の権利）

会員は、その会員資格に応じ、次の権利を有する。

1. 学術大会、講演会及び研究会への参加
2. 当法人が発行する刊行物及び情報の提供
3. 当法人が実施する各種事業への参加
4. その他当法人が定める会員サービス

---

## 第7条（退会）

会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

---

## 第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 年会費を2年以上滞納し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず納入しないとき
3. 定款又は本規約に違反したとき
4. 当法人の名誉又は信用を著しく毀損したとき
5. その他理事会が会員として不適当と認め、除名を決議したとき

---

## 第9条（入会の制限及び資格取消し）

当法人は、次の各号のいずれかに該当する者については、入会を認めず、又は会員資格を取り消すことができる。

1. 入会申込内容に虚偽があった者
2. 反社会的勢力又はこれに準ずる団体若しくはその関係者
3. 公序良俗に反する活動を行う者
4. 当法人の信用又は社会的評価を損なうおそれがある者
5. 法令に違反する事業又は社会通念上不適切と認められる事業を営む者
6. その他理事会が不適当と認める者

---

## 第10条（個人情報の取扱い）

当法人は、会員から取得した個人情報について、法令及び当法人の個人情報保護方針に従い、適切に管理する。

---

## 第11条（規約の変更）

本規約は、理事会の決議により変更することができる。

変更後の規約は、当法人ホームページへの掲載その他適切な方法により周知した時点から効力を生ずる。

---

## 附則

1. 本規約は、2010年5月22日に制定する。
2. 2024年12月15日改正。
3. 2026年7月15日改正。